

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は児童手当法(昭和46年法律第73号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)に基づき、受給者への児童手当を適正に支給するため、以下の特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【取り扱う主な事務】</p> <p>①対象世帯の住民情報・所得情報・年金加入状況等の照会および資格確認 (番号法第19条第8号に基づく情報連携:表42・125・141・161・106・107)</p> <p>②児童手当に係る現況届等の処理</p> <p>③認定請求・変更届等の届出処理</p> <p>④公金受取口座登録情報の照会および支給処理</p> <p>⑤支給に必要な個人情報の収集、確認および帳票管理</p> <p>【情報連携の取扱い】</p> <p>番号法第19条第8号および関連主務省令に基づき、児童手当の支給に必要な住民情報・所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを利用して、各情報保有機関から必要な特定個人情報の照会・提供を受ける。</p> <p>また、情報連携で利用する情報を「副本」として中間サーバーに登録し管理する。</p> <p>【電子申請・通知の取扱い】</p> <p>従来の窓口・郵送による申請や通知に加え、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を活用した受理、およびマイナポータルのお知らせ機能による通知等を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル、サービス検索・電子申請機能	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)第9条第1項 別表第81の項(児童手当に関する事務)</p> <p>2 番号法別表の主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条(児童手当に関する事務)</p> <p>3 公金受取口座法(令和4年施行の新法) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条(公金受取口座の登録情報の利用等)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)第19条第8号 (2) 同条に基づく主務省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条の表106、107の項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 同条に基づく主務省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条の表42、125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>本事務では、情報連携により取得する特定個人情報が多岐にわたるうえ、支給決定や照会結果確認など、人が内容を確認する作業が不可避である。 そのため、最も優先度が高いリスク対策は、取扱者を必要最小限に限定し、権限設定を厳格に行うとともに、アクセスログの定期的な監視を実施する「アクセス権限管理の強化」である。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 1. ②事務の概要		以下を追記 現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、	事後	
平成29年6月30日	I 1. ③システムの名称	児童手当システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年6月30日	I 2. 特定個人情報ファイル名	児童手当情報ファイル	児童手当情報ファイル、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5②所属長	課長 片岡 兼男	課長 藤塚 康孝	事前	所属長異動による変更
平成30年4月1日	I 関連情報 5②所属長の役職名	課長 藤塚 康孝	課長	事前	
平成31年1月15日	IVリスク対策		新規入力	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 5①部署	健康福祉課	子育て推進課	事後	組織機構の変更
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和1年9月17日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和3年8月2日	I 関連情報 4②法令上の根拠	1及び2中 第19条第7号	1及び2中 第19条第8号	事前	番号法の改正に伴う修正 (令和3年9月1日施行)
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	2018/6/1	2021/7/1	事後	
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	2018/6/1	2021/7/1	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 1②事務の概要	⑤認定請求、その他届出の処理	⑤認定請求、その他届出の処理 ⑥公金受取口座の照会	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 3 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項及び別表第一の56の項	1 番号法 第9条第1項及び別表第一の56の項	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 4②法令上の根拠	2中 (2) 別表第二省令	2中 (2) 別表第二省令	事後	
令和4年11月1日	II しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	2021/7/1	2022/10/1	事後	
令和4年11月1日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	2021/7/1	2022/10/1	事後	
令和4年11月1日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークとの 接続	接続しない(入手)	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	2022/10/1	2024/3/1	事後	
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	2022/10/1	2024/3/1	事後	
令和7年12月1日	評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価 書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	垂井町は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	垂井町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①対象世帯の住民情報、所得情報の照会、資格確認 ②支給額の判定 ③年金、保険情報の照会 ④現況届の処理 ⑤認定請求、その他届出の処理 ⑥公金受取口座の照会</p> <p>番号法別表第二に基づいて、児童手当又は特例給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領および現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。</p>	<p>本事務は児童手当法(昭和46年法律第73号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)に基づき、受給者への児童手当を適正に支給するため、以下の特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【取り扱う主な事務】</p> <p>①対象世帯の住民情報・所得情報・年金加入状況等の照会および資格確認 (番号法第19条第8号に基づく情報連携:表42・125・141・161・106・107)</p> <p>②児童手当に係る現況届等の処理 ③認定請求・変更届等の届出処理 ④公金受取口座登録情報の照会および支給処理 ⑤支給に必要な個人情報の収集、確認および帳票管理</p> <p>【情報連携の取扱い】</p> <p>番号法第19条第8号および関連主務省令に基づき、児童手当の支給に必要な住民情報・所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを利用して、各情報保有機関から必要な特定個人情報の照会・提供を受ける。また、情報連携で利用する情報を「副本」として中間サーバーに登録し管理する。</p> <p>【電子申請・通知の取扱い】</p> <p>従来の窓口・郵送による申請や通知に加え、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を活用した受理、およびマイナポータルのお知らせ機能による通知等を行う。</p>	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	児童手当システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童手当システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム	事前	標準準拠システム移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項及び別表第一の56の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	1 番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 第9条第1項 別表第81の項(児童手当に関する事務) 2 番号法別表の主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条(児童手当に関する事務) 3 公金受取口座法(令和4年施行の新法) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条(公金受取口座の登録情報の利用等)	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の26、30、87の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第19条及び第44条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の74、75の項 (2) 別表第二省令 第40条、40条の2	1 情報提供の根拠 (1) 番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 第19条第8号 (2) 同条に基づく主務省令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第2条の表106、107の項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 同条に基づく主務省令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第2条の表42、125、141、161の項	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	IIしきい値判断 1. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IIしきい値判断 2. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 2. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 3. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IVリスク対策 3. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規項目	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 判断の根拠	新規項目	本事務においては、電子申請・情報連携により一部の処理が自動化されているものの、支給決定、監護状況の確認、照会結果の確認等については職員が内容を確認し判断する工程が必ず発生するため、人手を介在させる作業がある事務である。	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】	新規項目	特に力を入れている	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 判断の根拠	新規項目	本事務では、情報連携により取得する特定個人情報が多岐にわたるうえ、支給決定や照会結果確認など、人が内容を確認する作業が不可避である。 そのため、最も優先度が高いリスク対策は、取扱者を必要最小限に限定し、権限設定を厳格に行うとともに、アクセスログの定期的な監視を実施する「アクセス権限管理の強化」である。	事後	